

山梨県建設工事検査要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、建設工事の契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2の規定、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）第122条の規定並びに山梨県建設工事執行規則（昭和44年山梨県規則第20号。以下「規則」という。）第35条、第36条、第40条及び第41条の規定に係る工事の検査について必要な事項を定めるものとする。

また、規則第37条に定める部分使用については、契約担当者が、特に検査が必要であると認める場合に行う検査について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 工事 規則第2条第一号に規定する工事をいう。
- 二 契約担当者 規則第2条第二号に規定する契約担当者をいう。
- 三 監督員 規則第2条第三号に規定する監督員をいう。
- 四 検査員 規則第2条第四号に規定する検査員をいう。
- 五 発注機関の長 財務規則の規定に基づき、契約担当者が知事となる工事の発注を担当する本庁の各部局長、又は契約担当者が所長となる工事の発注を担当する出先機関の長をいう。
- 六 検査 次号から第十号までの規定を総称していう。
- 七 完成検査 規則第36条第2項に規定する工事の完成を確認するための検査をいう。
- 八 完成検査（部分引渡し） 規則第41条に規定する指定部分の工事の完成を確認するための検査をいう。
- 九 出来形検査 規則第40条第2項に規定する工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分」という。）の検査をいう。
- 十 部分検査 規則第37条第1項の規定により、工事目的物の全部又は一部を使用する場合に、契約担当者が、特に検査が必要であると認める場合に行う工事の検査をいう。

（適用）

第3条 この要綱は、山梨県が発注する工事の検査に適用する。

（検査の依頼）

第4条 発注機関の長は、検査を依頼するときは、次の各号に掲げる区分に従い、完成検査については、別記第1号様式により、完成検査（部分引渡し）については、別記第2号様式により、出来形

検査については、別記第3号様式により、部分検査については、別記第4号様式により、それぞれ行うものとする。

一 本庁執行の工事の検査 出納局長

二 出先機関執行の工事の検査 各所管区域の地域県民センター所長

（検査の命令及び委任）

第5条 出納局長又は地域県民センター所長（以下「出納局長等」という。）は、検査の依頼があったときは、規則第35条の規定により、出納局工事検査課又は地域県民センターの職員に検査を命ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出納局長等が必要と認めるときは、別記第5号様式により当該検査を発注機関の長に委任することができる。

（検査の立会）

第6条 検査には監督員及び請負者が立ち会うものとする。また、工事を担当する所属の長又は工事を担当する所属の長の命を受けた者（以下「担当所属の長等」という。）は原則として立ち会うものとするが、検査員が担当所属の長等の立会いを要しないと判断した場合には、立ち会いは要しないものとする。

（検査の方法）

第7条 検査員は、別に定める山梨県建設工事検査技術基準により検査を行うものとする。

2 完成検査については、出来形検査及び部分検査の既済部分との重複を妨げないものとする。

3 検査員は、検査に当たり必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査を行うことができるものとする。

（検査結果の報告及び措置）

第8条 検査員は、検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い、速やかに出納局長等に報告するものとする。

一 完成検査については、次による。

イ 合格と認められるとき 検査調書（財務規則第87号様式）（以下「検査調書」という。）

ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 別記第6号様式

二 完成検査（部分引渡し）については、次による。

イ 合格と認められるとき 検査調書及び別記第7号様式

ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 別記第6号様式

三 出来形検査については、別記第7号様式による。

四 部分検査については、別記第8号様式による。

2 検査員は、第1項第一号口及び第二号口の場合においては、直ちに別記第9号様式により請負者に修補を指示するとともに、修補を指示した部分の完了の確認（以下「修補完了確認」という。）を監督員に指示し、その指示を受けた者は、請負者から手直し完了届を受理したときには、速やかに修補完了確認を行い、別記第10号様式により当該検査員に報告するものとする。

（検査結果の通知）

第9条 出納局長等は、前条第1項の規定により検査結果の報告を受けたときは、次の各号により検査結果を発注機関の長に通知するものとする。

一 完成検査

- イ 合格と認められるとき 別記第11号様式及び検査調書
- ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 別記第12号様式

二 完成検査（部分引渡し）

- イ 合格と認められるとき 別記第11号様式、検査調書及び別記第7号様式
- ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 別記第12号様式

三 出来形検査 別記第13号様式及び別記第7号様式

四 部分検査 別記第14号様式

（再検査）

第10条 第8条第2項の規定により修補を指示した工事の再検査（以下「再検査」という。）は、原則として当該検査を行った検査員が行うものとする。

2 第4条から第9条の規定は、再検査について準用する。

（検査の中止）

第11条 検査員は、検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに出納局長等に報告するものとする。

- 一 請負者若しくは現場代理人又は検査対象工事に係る者が検査の実施を妨害したとき
- 二 検査の実施が困難なとき

（工事の成績評定）

第12条 工事に係る成績の評定は、別に定める山梨県建設工事成績評定要領により実施するものとする。

2 工事に係る評定の結果の報告は、第8条第1項第一号イの検査結果の報告と同時に行うものとする。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

第 号
令和 年 月 日

出 納 局 長
地域県民センター所長 殿

発注機関の長

完成検査について（依頼）

次の工事の完成届を受理したので、完成検査をお願いします。

契 約 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 者			
請負代金額			
工 期	着手 令和 年 月 日	検 査 立 会 者	
	完成 令和 年 月 日		
完成年月日	令和 年 月 日		
完成届受理 年 月 日	令和 年 月 日	検査予定 年 月 日	令和 年 月 日

令和 第 年 月 日

出 納 局 長
地域県民センター所長 殿

発注機関の長

完成検査（部分引渡し）について（依頼）

次の工事の完成届（部分引渡し）を受理したので、完成検査をお願いします。

なお、完成が指定部分であるため、出来形歩合調書の写し（出来形歩合及び科目別出来形内訳書）を添付します。

契 約 番 号				
工 事 名				
工 事 場 所				
請 負 者				
請負代金額				
工 期	着手 令和 年 月 日	検 査 立 会 者		
	完成 令和 年 月 日			
指 定 部 分 完成年月日	令和 年 月 日			
指 定 部 分 完成届受理 年 月 日	令和 年 月 日	検査予定 年 月 日	令和	年 月 日
(引渡し部分の工事概要)				

第 号
令和 年 月 日

出 納 局 長
地域県民センター所長 殿

発注機関の長

出来形検査について（依頼）

次の工事の出来形検査請求書を受理したので、出来形検査をお願いします。
なお、出来形歩合調書の写し（出来形歩合及び科目別出来形内訳書）を添付します

契 約 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 者			
請負代金額			
工 期	着手 令和 年 月 日	検 査 立 会 者	
	完成 令和 年 月 日		
出来形検査 請求書受理 年 月 日	令和 年 月 日	検査予定 年 月 日	令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

出 納 局 長
地域県民センター所長 殿

発注機関の長

部分検査について（依頼）

次の工事の工事目的物の全部又は一部を使用することについて、受注者の承諾を得ましたので、部分検査をお願いします。

契 約 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 者			
請負代金額			
工 期	着手 令和 年 月 日	検 査 立 会 者	
	完成 令和 年 月 日		
(特に検査が必要な理由)		検査予定 年 月 日	令和 年 月 日
(検査対象部分の工事概要)			

出納局長
地域県民センター所長

検査日程等の調整を行った結果、次の検査を委任します。

[illegible]

（契約担当者）

殿

検査員

所 属

職 氏 名

検 査 調 書

検 査 の 結 果 、 工 事 設 計 書 及 び 仕 様 書 の と お り 完 成 し た こ と を 確 認 し ま し た 。

契 約 番 号		工 事 名	
工 事 場 所		契 約 金 額	
請 負 者		検 査 立 会 人	
工 期	着 手 令和 年 月 日	完 成 年 月 日	（部分引渡し） 令和 年 月 日
	完 成 令和 年 月 日	検 査 年 月 日	（部分引渡し） 令和 年 月 日
特 別 記 事	（引渡し部分の工事概要）		

令和 年 月 日

出 納 局 長

地域県民センター所長 殿

（検査員）

所 属

職 氏 名 印

完成検査（部分引渡し）報告書

検査の結果、不適正部分があることにより合格と認めることができません。

別添、修補指示書により不適正部分の修補を指示しました。

契 約 番 号					
工 事 名					
工 事 場 所					
請 負 者					
請負代金額					
工 期	着手	令和	年	月	日
	完成	令和	年	月	日
指 定 部 分 完成年月日	令和		年	月	日
指 定 部 分 完成届受理 年 月 日	令和		年	月	日
	令和		年	月	日
（修補指示事項の概要）					

殿

EP

なお、出来形歩合については、別添出来形歩合調書により確認しました。

契 約 番 号	第 号				
工 事 名					
工 事 場 所					
請 負 者					
請負代金額					
工 期	着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日	検 査 立 会 者			
出来形検査 請求書受理 年 月 日	令和 年 月 日	検 査 年 月 日	令和 年 月 日		
出来形歩合	% 完成検査（部分引渡し）				

令和 年 月 日

出 納 局 長

地域県民センター所長 殿

（検査員）

所 属

職 氏 名

印

部分検査報告書

検査の結果、部分使用するも支障ないと認められます。

☐合格と認める。

☐不適正部分があることにより合格と認めることができません。別添、修補指示書により不適正部分の修補を指示しました。

契 約 番 号					
工 事 名					
工 事 場 所					
請 負 者					
請負代金額					
工 期	着手 令和 年 月 日	完 成 令和 年 月 日	検 査 立 会 者		
（検査結果の概要）			検 査 年 月 日	令和 年 月 日	

修 補 指 示 書

(☐ 完成検査 ☐ 完成検査 (部分引渡し))

(請負者)

殿

(検査員)

所 属

職 氏 名

印

次の工事の完成検査の結果、不適正部分があることにより合格と認めることができない。
次の不適正部分（修補指示事項）を修補すること。
なお、修補が完了したときは、契約担当者に手直完了届（山梨県建設工事執行規則第 18 号様式）を提出すること。

契 約 番 号									
工 事 名									
工 事 場 所									
請 負 者									
請負代金額									
工 期	着手	令和	年	月	日	検 査 者			
	完成	令和	年	月	日				
	完成年月日	令和	年	月	日				
完 成 届 受理年月日	令和	年	月	日	検 査 日 年 月 日	令和	年	月	日
(修補指示事項)									
修 補 完 了 確 認 指 示 (監督員) 殿 (検査員) 所 属 職 氏 名 上記修補指示書の修補指示事項について、修補完了確認を指示します。 修補の完了を確認後に、請負者に「完成届」の提出を指示すること。									

EP

契 約 番 号											
工 事 名											
工 事 場 所											
請 負 者											
請負代金額											
工 期	着手	令和	年	月	日	検 査 立 会 者					
	完成	令和	年	月	日						
完成年月日	令和	年	月	日							
完 成 届 受理年月日	令和	年	月	日	検 査 年 月 日	令和	年	月	日		
(修補指示事項)											
修 補 期 間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日		
手直完了届 受理年月日	令和	年	月	日	修 補 完 了 確 認 年 月 日	令和	年	月	日		

第 号
令和 年 月 日

発注機関の長 殿

出 納 局 長
地域県民センター所長

完成検査（部分引渡し）について（通知）

令和 年 月 日付け、 第 号 で依頼のありましたこのことについての結果
は、別添のとおりです。

契 約 番 号 :

工 事 名 :

（ 別 添 ） 検査調書

（ 別 添 ） 検査調書
出来形検査調書

第 号
令和 年 月 日

発注機関の長 殿

出 納 局 長
地域県民センター所長

完成検査（部分引渡し）について（通知）

令和 年 月 日付け、第 号で依頼のありましたこのことについての結果
は、不適正部分があることにより合格と認めることができません。

契 約 番 号：

工 事 名：

（参考添付） 修補指示書

第 号
令和 年 月 日

発注機関の長 殿

出 納 局 長
地域県民センター所長

出来形検査について（通知）

令和 年 月 日付け、第 号 で依頼のありましたこのことについての結果
は、別添のとおりです。

契 約 番 号 :

工 事 名 :

（別 添） 出来形検査調書

第 号
令和 年 月 日

発注機関の長 殿

出 納 局 長
地域県民センター所長

部分検査について（通知）

令和 年 月 日付け、第 号 で依頼のありましたこのことについての結果、
部分使用するも支障ないと認められます。

契 約 番 号：

工 事 名：